

提出意見の取りまとめ結果

1 自治基本条例の条文に関するもの

(1) 第 8 条（青少年の権利）にあえて青少年の規定を置くことについて

ア 第 5 条で市民の権利が規定されており、この市民に青少年（20 歳未満の者）も含まれることから、第 8 条は不要ではないか。（3 人）

イ 小学生、中学生、高校生はそれぞれその年代に応じた意見を持っており、それを積極的に引き出すためにあえて加えたものであり、削除すべきではない。

ウ 小学生、中学生がどのようにまちづくりに関わっていくのかという点は、抽象的な概念だけではなく、具体的に規定することが可能であれば、規定を置いてもよいのではないか。

(2) 第 8 条（青少年の権利）に規定する「青少年」の年齢について

ア 近年の動向を勘案すると、18 歳に改正することを検討する必要があるのではないか。

イ 選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことから、20 歳を 18 歳に変更すべきか検討する必要がある。（3 人）

ウ 「20 歳未満の青少年」を「未成年者」に改めてはどうか。

エ 若者の権利を特に保障する必要があるのであれば、青少年という曖昧な文言でなく定義が必要である。

オ どの年代からの意見を求めるのが妥当なのかを明確にして、青少年の定義をすべきである。

カ 20 歳未満を青少年とする概念は、18 歳未満を青少年とする山口県青少年健全育成条例の定義と異なり、紛らわしい。

(3) 第 21 条（広報広聴機能の強化）関係

条文が抽象的なので、紙媒体、電子媒体など受け手の市民の要望に合わ

せた方法で情報公開を行うなどの規定にするのがよいのではないか。

(4) 第30条（公共的民間団体）関係

公共的民間団体に、山陽小野田市立山口東京理科大学を追加することで、「地（知）の拠点」としての役割がより明確になるのではないか。

(5) 条例全体の構成について

ア 現行の章立ては、少しわかりにくいように感じる。

イ 第8条を除いて、条文全体は非常によくできていると感じる。特に社会情勢等の変化による修正は必要ないと思う。今後、議論すべきは、各条文に即した（市政の）運用ができているかということである。

(6) 公の施設に係る条項の新設について

公共施設の基本的な方針を定める予定と聞いたが、これに対応する基本規定を条例中に設けるべきではないか。

2 条例の規定に基づく市政運営等に対する意見等

(1) 前文関係

私たちの手で、「住んでいることを誇れるまち」「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」を目指して、ともに前進していきたい。

(2) 第5条（市民の権利）、第8条（青少年の権利）関係

ア 市民は、広報、議会だより等による市、議会からの情報発信を受けて、思い浮かんだ意見をすぐに伝えたいと考えられると思うが、時間が経過することによって伝える機会を逃してしまうのではないか。

特に、青少年の純粋な思い、気づきをすぐに発信できるような手段と育成ができればと思う。

イ 障がいのある人がパブリックコメントに参加しやすい配慮を行ってほしい。

(3) 第6条（市民の責務）、第8条（青少年の権利）関係

ア 市民のまちづくりへの参加意識が下がっている（公募委員への応募が少ない）という問題が報告されたが、敷居の高さを感じる方もあるのではないか。公募委員の経験者の体験談を他の市民に伝える機会を作ってみてはどうか。

イ 市の役に立ちたいと考えている学生は多いと感じており、参加できるきっかけを増やすことが必要と思う。例えば、学校・大学にまちづくりサークルやまちづくり研究部のようなものを設置し、学校内の意見を集約して市に提供することができれば、若者の意見をより伝えられると思う。

ウ 学生の意見を取り入れるということであれば、例えば会議などの資料を学生にも分かりやすくまとめるなど、学生が意見を出しやすい環境を整えるとよいのではないか。

(4) 第9条（議会の役割及び責務）関係

ア 議会の政策立案等の規定であるが、議会から政策の立案がなされていないのではないか。政策的な条例は、寄附条例とふるさと支援基金条例の二つである。議会、議員は市民の声をよく聴き、行政が気づかない問題を取り上げて市民の利益になる政策を立案すべきである。

イ 市民が関心を持てるよう、積極的な情報提供に努められたい。

(5) 第13条（職員の育成及び資質の向上）関係

「山陽小野田市人材育成基本方針」は平成21年3月に作成されているが、その後全く見直しが行われていない。また、人材育成が積極的に推進されているか、資質の向上が図られているか検証のしようがない。検証できるようにすべきである。

(6) 第20条（監査）関係

「監査委員は、・・・有効性、効率性等の評価を踏まえた監査を行うように努めます。」とあるが、監査報告書を精査しても、「有効性、効率性」に着眼した監査が行われているか確認できない。この条例に則した監査を行い、報告書を残すべきである。

(7) 第21条（広報広聴機能の強化）関係

ア 「行政情報の提供及び市民の意見、要望を聞く場」としては、対話の日や市政説明会を想定しているが、最近では開催されていない。

この手段は市民が市政に参加する意欲を持たせるのに有効な手段であり、市長に代わって、部長が代行してでも開催すべきではないか。

イ 広報広聴機能の強化推進のため、例えば、対話の日、防災の日、女性の日、国際交流の日など具体的に節目を設けて、老若男女を対象として、市民が主役のまちづくりに取り組むことができるよう、出前講座などで分かりやすい説明を行うことが必要ではないか。

ウ ホームページやSNSなどによる情報発信は重要であるが、これを市民、企業のメリットとなるように運用することも重要ではないか。そのためには、市側からの情報発信も重要であるが、市民、企業から有益な

情報を拾い上げて発信することが必要であり、有益な情報には商品を支給するといったメリットがあると参加しやすいのではないか。

(8) 第27条（計画策定等における参画及び協働）関係

ア パブリックコメントは実施されているが、市民の関心がどの程度あるかを把握するため、過去パブリックコメントで寄せられた件数（人員も含む。）を整理して市民に分かりやすく公表すべきである。

イ パブリックコメントは実施されているが、市民の関心が集まっていないのではないか。

(9) 第30条（公共的民間団体）関係

協働のまちづくりに取り組む公共的民間団体に取り組むイベントを支援する補助金（諸行事補助金）があるが、この周知を図られたい。